

瑞浪市公共施設等総合管理計画

個別施設計画

【保健福祉系施設】

⑩社会福祉施設（市民福祉センター）

（第1期第7版）

令和8年3月

瑞浪市健康福祉部社会福祉課

目 次

1. 計画の策定について	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の位置づけ	1
(3) 対象施設	1
(4) 計画期間	1
2. 現状と課題について	1
(1) 個別施設の状態等	1
(2) 利用者数の推移	2
(3) 施設ニーズの対応	3
3. 計画策定方針について	3
(1) 基本方針	3
(2) 対策の優先順位の考え方	4
4. 具体的な取組内容について	4
(1) 対策内容と実施時期	4
(2) 今後の方向性と対策費用・スケジュール	5

改訂履歴

初版	平成30年2月
第2版	令和3年3月
第3版	令和4年3月
第4版	令和5年5月
第5版	令和6年3月
第6版	令和7年3月
第7版	令和8年3月

1. 計画の策定について

(1) 計画策定の趣旨

市民福祉センター「ハートピア」（以下「センター」とします。）は、高齢者、障がい者等の福祉の増進を図ることを目的として設置された施設で、平成6年（1994年度）2月に竣工、平成27年度（2015年度）に防水・設備改修の他、軽微な修繕を経て現在に至ります。センターの管理運営は、指定管理者として社会福祉法人瑞浪市社会福祉協議会が行っています。地域福祉推進の拠点として必要な施設であり、今後も計画的に維持管理するために個別施設計画を策定し、取り組んでいきます。

なお、複合施設「樽上児童センター」については、別途策定する児童館の個別施設計画に含めるため、本計画には含みません。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「瑞浪市公共施設等総合管理計画」の個別施設計画として位置づけています。

(3) 対象施設

本計画の対象施設は、「瑞浪市公共施設等総合管理計画」に掲載されている公共施設のうちの下記施設です。

中分類	小分類	施設数	施設名称
保健福祉系施設	社会福祉施設	1	市民福祉センター「ハートピア」

(4) 計画期間

本計画の期間は、「瑞浪市公共施設等総合管理計画」の個別施設計画という位置づけから、平成29年度（2017年度）から令和8年度（2026年度）までの10年間で第1期とし、ローリングします。

なお、5年ごとに見直すことを基本としている瑞浪市公共施設等総合管理計画と整合を図っていきます。

2. 現状と課題について

(1) 個別施設の状態等

利用者の安全を図るために、これまでも軽微な修繕や大規模改修を行ってきています。

しかしながら、老朽化率は50%を超え、施設は老朽化している状態のため、今後も計画的な整備が必要な状況となっています。

また、整備を進めるにあたっては、施設が抱える様々な課題の解消を考慮するとともに、利用者ニーズに応じた適正な施設の整備や環境を整えていく必要があります。

点検・診断については、職員による目視点検を実施するほか、改修が必要な施設について、基本設計等に包含して実施します。

この計画で対象となる主な施設の状態等は以下のとおりです。

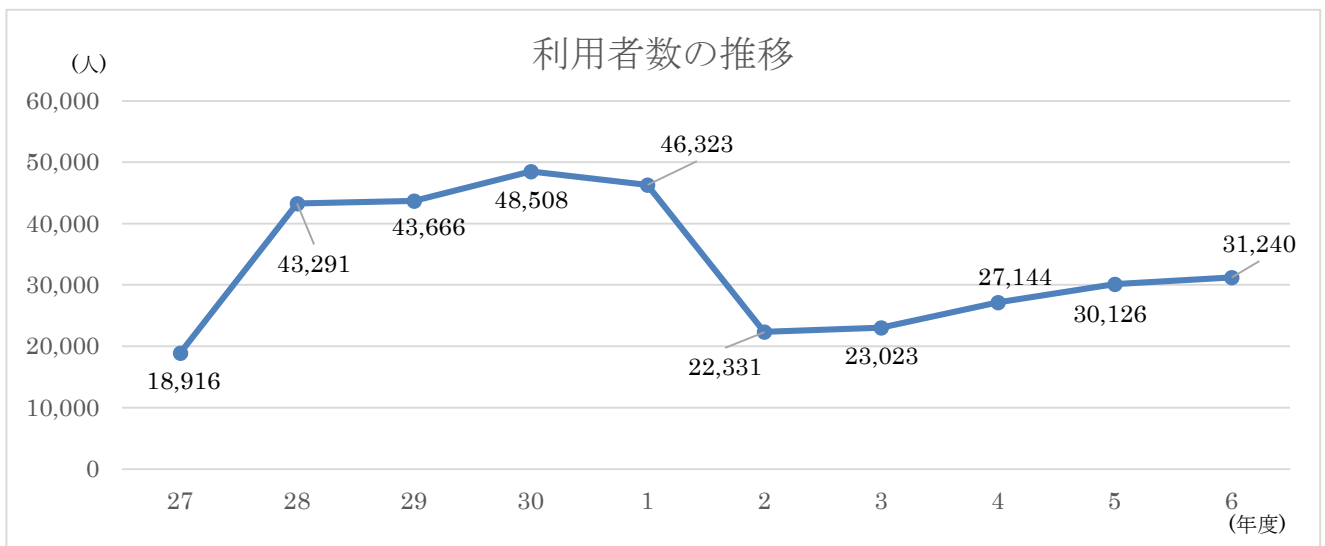
施設名	建築年度	延床面積	構造	老朽化率
市民福祉センター「ハートピア」	H5（1993） 年度	2,712 m ²	鉄筋コンクリート造 （一部鉄骨造）	57.2%

※令和元年度（2019年度）固定資産台帳によるデータ

これまでに実施した主な施設更新

実施年度	建築年度	更新年度と内容
市民福祉センター 「ハートピア」	H5（1993） 年度	H23（2011）年度【設備更新】（空調設備修繕、畳修繕）
		H27（2015）年度【防水・設備改修】 （屋根外壁防水、空調設備更新、証明LED化等）
		H30（2018）年度【設備更新】（電話交換機更新）
		H31（2019）年度【防水修繕】（屋上シーリング工事等）
		R3（2021）年度【防水・設備改修】 （屋上シーリング工事、防火シャッター修繕、建具改修等）
		R5（2023）年度【防水・設備改修】 （受電設備部分改修、壁面タイル部分防水補修）
		R6（2024）年度【防水・設備改修】 （屋上防水補修、排煙オペレーター窓修繕等）
		R7（2025）年度【設備改修】（エレベータ改修、トイレ改修）

（2）利用者数の推移



年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
述べ利用者数(人)	18,916	43,291	43,666	48,508	46,323	22,331	23,023	27,144	30,126	31,240
前年度比(%)	39	229	101	111	95	48	103	118	111	104

※利用者数は、会議室や談話室の利用者を集計したものです。下記の年度を除き4万人台の中で推移していました。令和5年度(2023年度)の新型コロナウイルス感染症の5類移行による施設利用制限の解除後は回復傾向にあるものの、3万人台に留まっています。

- ・平成27年度(2015年度) 改修工事により利用できない期間があったため。
- ・令和2年度(2020年度)～令和4年度(2022年度) 新型コロナウイルス感染症対策により、施設利用制限があったため。

(3) 施設ニーズの対応

①地域福祉活動の拠点

センターの設置及び管理に関する条例において、その設置目的を「高齢者・障害者等の福祉の増進を図ること」とし、高齢者の生活相談・健康増進、教養の向上及びレクリエーションの実施に関する事業、障害者の自立更生や援護の相談に関する事業、ボランティアの育成・支援に関する事業、その他市民の福祉活動の促進を図るために必要な事業を行うことと規定しています。

開所当初からセンターの管理運営を行っている社会福祉法人瑞浪市社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき地域福祉の推進を図ることを目的として設立された法人で、心配ごと相談、ボランティア講座、福祉まつり等の各種事業を実施しています。センターの設置目的と合致する団体がセンター内に常駐して地域福祉活動を展開することは、センター運営の最も望ましい形といえます。

②会議室等の利用

センターの会議室等は、各種会議や研修会、相談事業に使用するとともに、一般利用者への貸出も行っています。平成27年度(2015年度)の改修工事で利用できなかった期間や令和2年度(2020年度)～令和4年度(2022年度)の新型コロナウイルス感染症対策に係る施設利用制限を機に利用をやめてしまったグループもあり、改修前に比べて利用者が減少した現状を踏まえ、利用者拡大に向けた効果的な周知が課題となっています。

談話室には、高圧電位治療器を4台設置しています。この機器は、肩こりや慢性便秘の緩和に効果があるとされており、利用者の健康づくりの一助となるほか、利用者同士のコミュニケーションの場として、また、引きこもりがちな高齢者の社会的孤立防止としての効果が期待されます。

以上のことから、適正な地域福祉活動を展開するための利用者のニーズに即したサービスを引き続き提供し、維持するための施設整備を進める必要があります。

3. 計画策定方針について

(1) 基本方針

地域福祉推進の拠点として必要な施設であることから、今後も施設を存続させることとし、維持管理のために必要な修繕を行います。

共生社会の実現に向け、国全体として福祉の提供体制を見直す動きが活発化する中、制度の縦割りを越えてニーズを包括的に受け止め、全世代・全対応型の地域包括支援体制を構築することが求められています。ライフステージに応じて地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援、高齢福祉等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供するために、今後センターが果たすべき役割にはますます大きな期待が寄せられます。利用ニーズや指定管理者評価等に基づき、センターの機能強化・拡充や、他の公共施設や関連機関との積極的な複合化・多機能化を図ることを検討します。

市内各所から利用しやすいという条件を満たすことができれば、建物の所有者や場所、形態は問わないものとします。

(2) 対策の優先順位の考え方

センターの整備を進めるにあたり、平成27年度（2015年度）改修工事の対象とならなかった箇所について、利用者の安全の確保や利用者ニーズへの対応などを鑑み、次の視点から総合的に検討し、緊急性の高いものから取り組みを進めていきます。

○利用者の安全の確保

・施設に著しい老朽化が見られる、災害に関するリスクが高い要因があるなど、施設や立地に起因する課題を抱え、利用者の安全を確保する上で、課題のある箇所については、その解消を図るため優先的に取り組みます。

○利用者ニーズや課題への対応

・地域における新たな利用者ニーズや課題解決が求められる場合は、必要に応じて、ニーズ等に対応するための施設機能の向上について優先的に取り組みます。

○財源の確保

・国及び県等の補助事業や起債などの財源が確保できる施設整備については、活用できる期間等を考慮し、優先的に取り組みます。

4. 具体的な取組内容について

(1) 対策内容と実施時期

本来であれば築10～15年に実施すべき設備改修が、築22年を経過した平成27年度（2015年度）に実施された現状を鑑み、この先10～15年後に大規模改修を実施する必要があります。それまでの間、建物を維持していくために、継続して点検・診断を実施し、緊急度に応じた優先順位をつけて修繕を実施します。

(2) 今後の方向性と対策費用・スケジュール

現時点においては、現行体制での複合施設存続に向け、維持管理のために必要な修繕を行う方向で対策を検討します。今後の利用ニーズ等によっては、センター機能の強化・拡充に伴う改修が生じることがあります。

(2) 対策費用と今後の方向性・スケジュール

施設名	建築年度	耐用年数	使用目標年数	今後の方向性	実施年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
市民福祉センター 「ハートピア」	H5	47		複合化	対策内容		設備更新	防水修繕		防水・設備改修		防水・設備改修	防水・設備改修	エレベーター・トイレ改修	設備改修
					対策費用		3	1		2		3.5	2.3	42.9	2

- ・施設の法定耐用年数を超えて延伸させることを目的とした長寿命化改修を行う場合は、施設の使用目標年数とその必要性を記載すること。
- ・対策費用の単位は、百万円とすること。(対策費用は概算であり、変更する場合がある)